窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示案に対する御意見の募集（パブリック・コメント）について

令和８年 11 月 11 日
環境省 水・大気環境局
海洋環境課 海域環境管理室

窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示案について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和８年 11 月 11 日（水）から令和８年 12 月 11 日（金）までパブリック・コメントを実施します。

１．背景

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）の規定により環境大臣が策定した第９次総量削減基本方針に基づき、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の総量削減に取り組んできました。

次期総量削減基本方針の策定に向けては、令和８年５月７日付けで中央環境審議会から環境大臣に対して「第 10 次水質総量削減の在り方について（答申）」がなされました。答申においては、これまで削減のみを目標としてきた水質総量削減制度について、地域のニーズに応じた順応的な栄養塩管理を可能とし、汚濁負荷の総量を管理する方向性が示されました。

答申で示された栄養塩管理制度の導入については、別途、中央環境審議会水環境制度小委員会における議論も踏まえる必要があるところ、水環境制度の総合的な見直しが行われるまでの間においても、答申の趣旨を踏まえ、現行制度の枠組みの下で伊勢湾において早期に栄養塩類供給の増加が可能となるよう、第 10 次水質総量削減における総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲について、水環境・土壌農薬部会での検討結果を踏まえ、告示案をとりまとめました。

２．意見募集対象

【別添】窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示案の概要

３．意見募集要領

（１）意見募集期間

令和８年 11 月 11 日（水）～令和８年 12 月 11 日（金）
（※郵送の場合は締切日必着）

（２）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov：https://www.e-gov.go.jp/）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

（別紙）の様式により提出してください。

＜留意事項＞

・意見は日本語で提出してください。
・郵送の場合は、Ａ４判の用紙にて提出してください。
・電話での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

＜宛先＞

〒100－8975　東京都千代田区霞が関１－２－２
環境省水・大気環境局 海洋環境課 海域環境管理室　宛て

（３）資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口（e-Gov）　https://www.e-gov.go.jp/

②郵送による送付

郵送による入手を希望される方は、140 円切手を貼付し、送付先の郵便番号、住所及び氏名を宛名として明記した返信用封筒（Ａ４判の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、封筒表面に「「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示案に対する御意見の募集について」　関係資料希望」と明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記（２）②に記載の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承ください。

（４）注意事項

・御提出いただいた御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承ください。
・記入漏れがある場合や本要領に則して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただくことがあります。
・以下に該当する場合など、いただいた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。
 - 御意見の内容が、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示案」と無関係な場合
 - 御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合

- 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- 記載された情報が虚偽であると判明した場合

・御意見に附記された氏名、住所、電話番号等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡等、本意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

・皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承ください。

４．問合せ先

環境省 水・大気環境局 海洋環境課 海域環境管理室
〒100－8975　東京都千代田区霞が関１－２－２
TEL　03－3581－3351（代表）
電子メール　kaiiki@env.go.jp

（別紙）

【意見提出様式】

［宛先］環境省水・大気環境局海洋環境課海域環境管理室

［件名］「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する告示案の概要」（案）について

［氏名］（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
（在学中の場合は「高校生」「大学生」などと表記）

［郵便番号・住所］

［電話番号］

［電子メールアドレス］

［意見］

- 該当箇所　頁　　行目
- 意見内容
- 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）